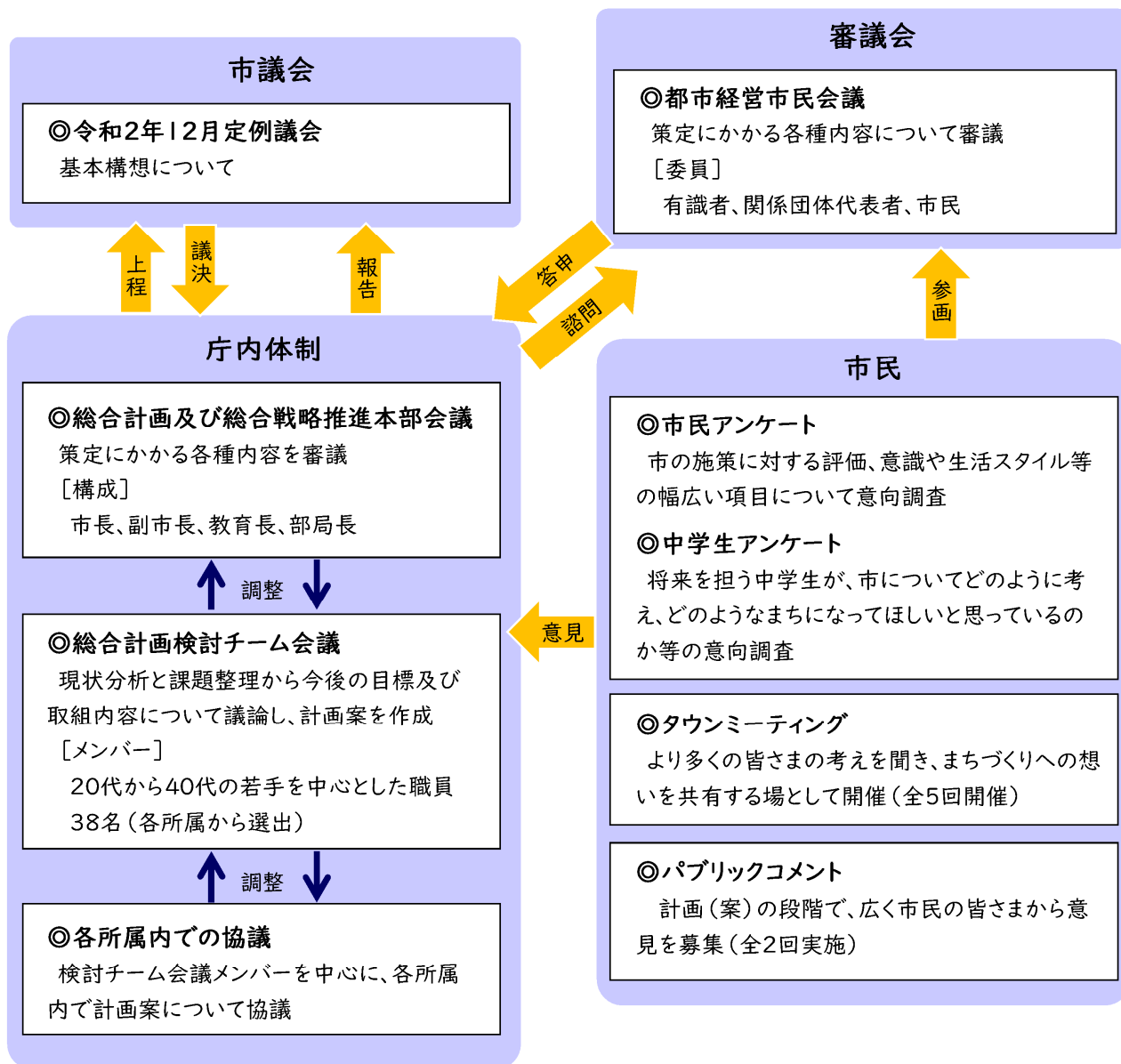


資料編





策定体制図





策定経過

年 月	項目
令和元年 8月	令和元年度 第1回 香芝市都市経営市民会議(8月22日) ・策定方針について ・市民アンケートの実施について
9月	香芝市議会議員各位への書面報告(9月2日) ・市民アンケートの実施について 市民アンケート(9月6日～27日) ・市の施策に対する評価、市民意識や生活スタイル等について 対象 16歳以上の市民の方2,000人(住民基本台帳より無作為抽出) 回収率 36.3%(回収数 725) 中学生アンケート(9月10日～27日) ・まちに対する想い、まちづくりへの意見・アイデア等について 対象 市内4中学校の3年生 回収率 100%(回収数 831)
10月	市民アンケート(Web アンケート)(10月25日～12月5日) ・香芝市の将来像に関するインターネット(e 古都なら)アンケート 対象 限定なし 回答者数 28名
11月	令和元年度 第2回 香芝市都市経営市民会議(11月19日) ・市民アンケート実施結果について ・中学生アンケート実施結果について 第5次香芝市総合計画検討チーム会議①(11月29日) ※キックオフ会議 ・第4次総合計画政策及び施策の現状分析と課題整理について
12月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議②(12月20日) ・政策の現状分析と課題整理(SWOT分析)についてグループワーク ・施策とSDGsの関連付けについてグループワーク ・まちの将来像について ・今後の施策の方針の作成について
令和2年 1月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議③(1月10日) ・評価指標について 第5次香芝市総合計画検討チーム会議④(1月22日) ・まちの将来像についてグループワーク ・今後の施策の方針についてグループワーク ・今後の施策の方針の作成について

年 月	項 目
2月	香芝のこれからを考える「タウンミーティング」 ◇自治会タウンミーティング ・2月3日 香芝東中学校区、2月4日 香芝北中学校区 ・2月6日 香芝西中学校区、2月7日 香芝中学校区 ◇一般タウンミーティング ・2月16日
	第1回 香芝市総合計画及び総合戦略推進本部会議(2月5日) ・第4次総合計画施策の現状分析と課題整理について ・まちの将来像について ・政策・施策体系の方針について
	令和元年度 第3回 香芝市都市経営市民会議(2月20日) ・まちの将来像について ・政策・施策体系の方針について ・人口ビジョンについて ・タウンミーティング開催報告について
3月	令和2年3月定例議会 ・香芝市総合計画基本構想の議決に関する条例 可決
5月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑤(5月20日) ・まちの将来像について ・政策・施策体系の方針について
6月	香芝市議会議員各位への書面報告(6月3日) ・市民アンケート等の実施結果について
	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑥(6月8日) ・今後の施策の方針について
	令和2年度 第1回 香芝市都市経営市民会議(6月19日) ・政策・施策体系の方針について ・基本計画の構成について ・今後の施策の方針について
7月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑦(7月13日) ・施策に紐づく事業の実施計画の作成について
	第2回 香芝市総合計画及び総合戦略推進本部会議(7月31日) ・まちの将来像について ・人口ビジョンについて ・政策・施策体系の方針について ・危機事象が発生した場合について ・基本計画の構成について ・今後の施策の方針について
8月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑧(8月3日) ・今後の施策の方針について
	令和2年度 第2回 香芝市都市経営市民会議(8月18日) ・まちの将来像について ・人口ビジョンの見直しについて ・今後の施策の方針について

年 月	項目
8月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑨(8月31日) ・今後の施策の方針について
9月	香芝市議会全員協議会にて報告(9月1日) ・基本構想の骨子案について
10月	香芝市議会議員各位への書面報告(10月1日) ・パブリックコメントの実施について
	意見公募(パブリックコメント)を実施(10月1日～30日) ・基本構想(案)及び基本計画(案)について 意見提出人数 8名、意見件数 延べ33件
	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑩(10月8日) ・施策に紐づく事務事業体系について
11月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑪(11月6日) ・分野別個別計画について
	令和2年度 第3回 香芝市都市経営市民会議(11月17日) ・パブリックコメント実施結果について ・基本構想の最終案及びそれに対する答申書(案)について ・今後の施策の方針について
	香芝市都市経営市民会議から基本構想について答申書提出(11月17日)
	第3回 香芝市総合計画及び総合戦略推進本部会議(11月19日) ・パブリックコメント実施結果について ・基本構想の最終案及び香芝市都市経営市民会議答申書について ・今後の施策の方針について
12月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑫(12月11日) ・今後の施策の方針について
	令和2年12月定例議会 ・基本構想 可決
	意見公募(パブリックコメント)を実施(12月25日～1月25日) ・基本計画(案)について 意見提出人数 2名、意見件数 延べ22件
令和3年 2月	第5次香芝市総合計画検討チーム会議⑬(2月4日) ・用語解説について
	令和2年度 第4回 香芝市都市経営市民会議(2月16日) ・パブリックコメント実施結果について ・基本計画の最終案及びそれに対する答申書(案)について
	香芝市都市経営市民会議から基本計画について答申書提出(2月16日)
3月	香芝市総合計画及び総合戦略推進本部会議に報告(3月11日) ・基本計画の最終案及び香芝市都市経営市民会議答申書について
	第5次香芝市総合計画 策定

■答申（基本構想）

令和2年11月17日

香芝市長 福岡 憲宏 様

香芝市都市経営市民会議
会長 中川 幾郎

「第5次香芝市総合計画 基本構想」策定について（答申）

令和2年6月19日付け香企第29号にて諮問のあった「『第5次香芝市総合計画』策定について」のうち基本構想（案）について、慎重に審議を重ねた結果、別添の案について適当であるとの結論を得たので答申します。なお、「まちの将来像」の実現に向けて、下記の点に留意されますよう要望いたします。

記

1. 基本構想第3章に示す7つの政策方針に基づき、33の施策が効果的に展開されることで、それぞれの目標が達成されることを期待します。
2. 香芝市においても少子高齢化が進行し、これまでになかった人口減少という重要な局面を迎えていることを職員一人ひとりが理解し、人口構造の変化による影響と課題を念頭に危機感を持って計画を推進してください。
3. 集中豪雨や地震等が頻発している近年の状況、また、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、危機事象が発生した場合の総合計画の考え方が第5章に明記されております。危機事象が発生した場合には、この方針のもと、柔軟に危機対応を進めてください。
4. 「まちの将来像」の実現には、市民・地域団体・事業者等の多様な主体が「協働していくこと」が必要不可欠です。第4章に示されていますが、第4次総合計画で推進してきた協働の姿勢が確立されたものとなるよう、第5次総合計画においてはより一層強く推進していただきますよう要望します。

また、組織における「縦割り」の考え方は排除し、複数の施策を相互に関連付け、部局間で連携して課題解決に取り組んでいただきたい。

5. 基本計画の策定にあたっては、基本構想に示す「まちの将来像」の実現に向け、実効性の高い施策展開となるようにしていただきたい。

特に、各施策に掲げる「主な取組」の指標については、現状を把握した上で、目的達成を測るのに相応しい指標、適切な目標値を設定し、常に意識しながら事業に取り組んでください。

また、令和2年に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことで、新しい生活様式への発想転換も求められており、新たな発想と柔軟な視点で具体的施策を検討してください。

以上



関係条例等

■香芝市附属機関設置条例(抄)

平成25年3月18日

条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1に定めるところにより、市長の附属機関を設置する。

2 別表第2に定めるところにより、香芝市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関を設置する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、別表第1及び別表第2委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 (略)

別表第1(第2条、第3条関係)

市長の附属機関

名称	担任する事項	委員の定数	委員の選任基準	委員の任期
香芝市都市経営 市民会議	総合計画及び行財政改革に関し必要な調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民	審査期間

別表第2(第2条、第3条関係) (略)

■委員名簿

(50 音順・敬称略)

氏名	所属・役職等
芦高 清友	香芝市議会 建設水道委員会 委員長
石原田 明美	香芝市教育委員
井上 喜八郎	香芝市民生・児童委員連合会 会長
植田 朋子	香芝市まちづくりパートナー
小川 隆	香芝市自治連合会 会長
沖本 可奈	香芝市まちづくりパートナー
粕井 みづほ	畿央大学 教育学部 教授
北川 重信	香芝市議会 総務企画委員会 委員長
小西 高吉	香芝市議会 福祉教育委員会 委員長
清水 英治	南都銀行 香芝支店 支店長
◎ 中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
中村 由実	香芝市まちづくりパートナー
縄田 多賀司	香芝市農業委員会 会長
萩原 雅也	大阪樟蔭女子大学 学芸学部 教授・同学部長
○ 平越 國和	香芝市商工会 会長
吉村 増雄	香芝市農業委員会 会長

※◎は会長、○は副会長

※所属・役職等は委員委嘱当時のもの

※なお、下記委員の任期は次のとおり

芦高 清友(R1.8.22~R2.3.31) 北川 重信(R1.8.22~R2.3.31) 小西 高吉(R1.8.22~R2.3.31)

中村 由実(R1.8.22~R2.3.31) 縄田 多賀司(R2.6.19~R3.3.31) 吉村 増雄(R1.8.22~R2.3.31)

■香芝市総合計画及び総合戦略推進本部設置要綱

令和2年1月28日

要綱・通知

(設置)

第1条 香芝市総合計画(以下「総合計画」という。)及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり、全庁的に取り組むため、香芝市総合計画及び総合戦略推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の策定に関する事項
- (3) 各施策の推進に関する事項
- (4) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、危機管理監、香芝市行政組織条例(平成5年条例第4号)第1条に規定する部の部長、企画部理事、福祉健康部理事、香芝市事務分掌規則(平成5年規則第3号)第2条に規定する局の局長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長及び上下水道部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会)

第6条 本部長は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市行政の総合企画に関する事務を所掌する課等において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

2 (略)

■香芝市総合計画基本構想の議決に関する条例

令和2年3月23日

条例第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、香芝市総合計画基本構想(市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいう。)の策定、変更又は廃止については、議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



用語解説

あ行

IoT

従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてつながり、相互に情報交換をする仕組みのこと。

ICT

Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーション技術のこと。単なる情報処理にとどまらず、インターネットのような通信技術を利用した情報や知識を共有することを指し、IT（Information Technology）に代わる言葉として使われる。国際的にはICTが広く使われる。

一億総活躍社会

すべての日本国民が、職場や家庭、地域などにおいて、もっと活躍できる社会のこと。安倍晋三・第96代内閣総理大臣が打ち出した「アベノミクス新3本の矢」の戦略の1つ。

AI

Artificial Intelligence の略。学習や推論など人間の知能が持つ役割をコンピューターで実現する技術のことで、人工知能ともいう。

SNS

Social Networking Service の略。インターネットを通じ、登録者同士が交流することを目的としたサービスのことで、趣味、職業、居住地域等を同じくする登録者同士のコミュニケーションを可能にしている。

温室効果ガス

太陽からのエネルギーで暖められた地表面が発する赤外線を吸収・再放出することにより温室効果をもたらす気体の総称であり、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがこれにあたる。

か行

か し ば ぶ ら す KASHIBA+

香芝市の保有する地域資源の付加価値を高め、それを全国に発信する地域ブランド。①工業・工芸部門、②食品部門、③無形部門から構成される。

クリーンエネルギー

二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のこと。

グローバル化

情報通信技術の進展、交通手段の発達、市場の国際的な開放等により、さまざまな分野で、国家、地域などの境界を超え、地球を1つの単位として捉える考え方や社会の状況のこと。

合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされている。

交流人口

通勤・通学、買い物、文化鑑賞、習い事、スポーツ、観光、レジャー等、さまざまな目的で、地域外からある地域を訪れる人の数のこと。その地域に住んでいる人の数である定住人口の対となる考え方のこと。

国土強靱化

国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国をつくること。

国立社会保障・人口問題研究所

人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う政策研究機関。「社人研」と略される。

コミュニティビジネス

地域の課題を「ビジネス」の手法を用いて解決する取り組みのこと。地域の人材やノウハウ、施設等を活用することで、地域に新たな雇用の創出、生きがいを生み出し、地域活性化に寄与すると期待されている。

さ行

再生可能エネルギー

資源が枯渇せず繰り返し使うことができるエネルギーのことで、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが挙げられる。利用時に地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない特徴をもつ。

産学金官民連携

産業界（企業）、学校（教育・研究機関）、金融機関、官公庁（国・地方自治体）、民間（地域住民・NPO）が連携し、さまざまな課題解決に取り組むこと。

GDP

国内総生産のことで、一定期間内に国内で新たに生み出されたモノやサービスの付加価値の総額のこと。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、自主的に結成し、災害による被害を予防・軽減するための活動を行う組織のこと。

実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。通常は3カ年の平均で示される。

将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

ソーシャルビジネス

貧困や環境問題などの社会問題の解決を目的とした収益事業のこと。

ソーシャルメディア

インターネット上のサービスを利用して、不特定多数の人が情報を発信、あるいは双方向にやり取りすることにより形成されるメディアのこと。ツイッターやフェイスブック、ブログ等がある。

た行

地産地消

主に農産物の分野などにおいて、地元で生産されたものを地元で消費する取組のこと。

チャットボット

“chat”（おしゃべり）と“robot”（ロボット）を繋いだ造語。短い文字メッセージをリアルタイムに交換することのできるシステム上で、人間が入力するテキストや音声に対して自動応答し、擬似的に会話することができるソフトウェアのこと。

は行

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源のこと。

パリ協定

平成27年（2015年）にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で合意された協定のこと。令和2年（2020年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みが採択された。

ビッグデータ

従来のデータベース管理システム等では記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。単にデータの量が多だけでなく、データの種類、データの発生頻度・更新頻度も関係する。

ブラッシュアップ

ブラシをかけるように磨き上げるという意味を持ち、能力や技術力など今あるものに対して磨きをかけさらに良くすること。

ら行

労働生産性指数

労働生産性を特定年次を基準とした指数で表わしたもので、労働の投下に対する収益性を評価する経営指標のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭の調和のこと。一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す考え方をいう。

第5次香芝市総合計画 基本構想

令和3年（2021年）3月

発行：香芝市

編集：香芝市企画部企画政策課

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

TEL：0745-44-3325

URL：<http://www.city.kashiba.lg.jp>

